

第 3 0 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

1 平成29年 8月 1日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、2017年度菊里高校（以下「本件対象校」という。）に関して、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 2017年度 1年生、生徒・保護者への学校納入（集金）に関する文書（もし 3月に渡されたものがあれば含む）

(2) 納入（集金）の各項目についての予算書、及び各項目についての説明として、配布されているもの。配布していないが関係する文書が学校にあるものも含む。愛知県高等学校体育連盟、愛知県高等学校文化連盟、愛知県学校保健会の会則は、除く。

(3) 愛知県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）、愛知県高等学校文化連盟（以下「県高文連」という。）、愛知県学校保健会の加盟、入会手続き、入会の申請書および、加盟等費の請求書、および、加盟、入会を決めた、日時、その時の記録のわかるものおよび、入金したことのわかるもの。（以下「本件請求文書」という。）

(4) 2017年度、に向けた職員会議の日時、内容と、記録、出席者、のわかるもの。

(5) 2016年度の年間計画と、長時間勤務労働に関する（改善に向けた）検証、検討された日時と内容についてわかるもの

(6) 2017年度、年間計画と、長時間勤務労働の改善に向け、検討された日時と内容についてわかるもの。

(7) 教科等研究会について、入会手続き、及び、会費納入についてわかるもの

の、および、入会についてどうするのか、会費はどうするのかなど、検討された日時と内容についてわかるもの。各加入者が自ら支払われたものについては省く。

(8) 2017年度、職員研修（人権、不祥事防止）の計画、および実施されたものについては、日時と内容、参加者の記録。

2 同年 8月28日、実施機関は、本件請求文書のうち、県高体連及び県高文連（以下「本件各連盟」という。）に係る入会の申請書（県高体連分）、加盟、入会を決めた日時、その時の記録がわかる文書（以下「本件対象文書」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 9月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対して、本件処分のほかに学校分担金納入明細書（県高体連学校分担金）等を特定し、公開決定を行うなど複数の処分を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、保存年数（5年）が経過しており、文書不存在のためと主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 県高体連は、高等学校に係る体育・スポーツの振興を図ることを目的とし、体育・スポーツ大会の開催のほか、体育・スポーツ活動に関する調査研究、講習会等の開催、指導・普及発展に関する資料の整備・提供等の事業を行っている。その目的及び事業に賛同し、評議員会において認められた愛知県内の高等学校をもって組織され、加盟校より徴収した学校分担金等により運営されている。

(2) 高等学校が県高体連に加盟届を提出し、評議員会の承認を経て加盟が認められた場合、加盟校として登録される。加盟後、脱退の意思を示さない限りは、県高体連に加盟しているものと見なされ、学校分担金納入依頼が

県高体連から加盟校に送付される。

- (3) 本件対象校は、昭和23年度に設置された。当初の加盟届の原本は、県高体連に提出して学校の手元には残らないこと、また、その決裁も、学校文書分類表（高等学校）において学校徴収金に係る文書の保存期間は5年と規定されており、審査請求人から行政文書公開請求がなされた時点ではその保存期間を経過していることから、文書不存在により非公開とする決定を行った。
- (4) 県高文連は、学校教育の本旨に則り、愛知県内の高等学校（特別支援学校高等部を含む。）の文化活動の健全な発展を図ることを目的とし、総合的文化行事のほか、文化活動に関する調査・研究、文化に関する研修会・講習会・鑑賞会等の事業を行っている。愛知県内の高等学校をもって組織され、加盟校から徴収した学校分担金等により運営されている。
- (5) 県高文連への加盟については、初年度は申請書により申請手続を行うが、次年度以降は、愛知県高等学校文化連盟の加盟及び脱退に関する内規（以下「高文連内規」という。）の第2条に「県高文連への加盟は、毎年度に通知する学校分担金（生徒負担金）の納入及び納入明細書の送付により成立する」とあり、加盟の意思を毎年度の分担金の納入をもって表示するしくみとなっている。
- (6) 本件対象校が県高文連に加盟したのは、県高文連が設立された昭和60年12月である。加盟初年度の申請書類は、県高体連に関して(3)で述べたことと同様、原本は、県高文連に提出して学校の手元には残らないこと、また、その決裁も、審査請求人から行政文書公開請求がなされた時点では学校文書分類表（高等学校）で定められた保存期間（5年）を経過していることから、文書不存在により非公開とする決定を行った。
- (7) (2)で述べたとおり、県高体連については、当初の加盟届及び評議員会の承認をもって加盟が認められるため、平成29（2017）年度の加盟届は存在しない。また、県高文連については、高文連内規第2条に「毎年度に通知する学校分担金（生徒負担金）の納入及び納入明細書の送付により成立する」とあり、加盟届を提出するしくみとなっていないことから、平成29（2017）年度の加盟届は存在しない。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 232条の 3では、公費の支出においては、支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされており、支出負担行為をする内容が法令又は予算に違反してはならず、また、支出負担行為をする手続が法令に違反してはならないものである。本件各連盟へ納付する学校分担金は、私費であるが、公費に準じて取り扱うべきものと考えている。この点において、本件対象校は、平成29（2017）年度における本件各連盟への加盟に係る手続を規約等に基づいて行っており、また、分担金についても本件各連盟からの納入依頼に基づいており、その納入は、適切に行っている。

(9) 本件各連盟は、いずれもその設立目的から、国公立を問わず愛知県内の全ての高等学校が加盟することが想定されているが、任意の団体であることから、加盟及び脱退について、規約等に手続が定められており、毎年度の加盟は、学校分担金の納入により確認されている。また、本件各連盟の事業は、各学校が学校をあげて参加する総合体育大会や総合文化祭等の各種大会の開催のほか、生徒や指導者への講習会、スポーツ競技や文化芸術等の指導・普及のための調査・研究、資料提供等であり、各学校の生徒に還元されるものである。そのため、生徒の参加に係る費用（実費）の性格を有することから、学校徴収金（私費）で負担することとしている。

(10) 本件対象校では、入学説明会において、学校諸費（学校徴収金等）について説明を行っており、生徒及び保護者への配布資料に、学校徴収金の内訳として本件各連盟の分担金が含まれることを明記していることから、説明責任を果たしていると考えている。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象校は、本件各連盟へ2017年度の加盟費を納入している。この加盟費は、本件対象校の加盟届がもとになって請求されており、学校は一人当たりの加盟費を生徒や保護者から集金している。集金は契約に基づいて

行われていると認識しており、前提となる契約について確認するため、加盟届等を請求した。

- (2) 加盟費を生徒や保護者から集金し、本件各連盟に学校長が支払うことについて、学校長は説明責任がある。契約書がないのに、以前契約したから加盟費を徴収するという対応は説明とは言えない。
- (3) 以前の加盟届がもととなり、毎年加盟費を納入しているのであれば、その加盟届は存在していなければおかしい。毎年、生徒の「承諾書」を取らずに勝手に加盟させ、加盟費を徴収しているということになる。
- (4) 県高文連の加入申請書には加入生徒数の欄があるが、毎年、生徒の「承諾書」を取らずに勝手に加盟させ、加盟費を徴収しているのであれば違法行為である。加盟届がないのに、生徒や保護者に加盟や集金を強いることは、不当なことを強いてはならないという憲法の条文に明らかに違反する。
- (5) 2017年度の徴収金の根拠、理由、基準になっている文書がないのに徴収するのは、安易に徴収していると言われる理由である。学校長は、自らの安易な対応を見直し、どのようにするのか明確にしてもらいたい。本件対象文書が「不存在」ということだけでは済まない問題である。
- (6) そもそも前任者が加盟届を出したからといって、次の校長がそれに縛られて不当な対応を生徒に強いることはおかしい。仮に一度加盟届を提出したら、加盟したことは継続されるという規約があるなら、加盟費は学校が納めるのではなく、名古屋市が納めるお金ということになる。
- (7) 公開請求書に2017年度と記載したのは、入学した生徒たちの加盟届や加盟に関することの何かがあるだろうと思ったからである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の

保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件対象文書について

(1) 本件公開請求は、公開請求書に「2017年度」と記載されたものである。

この点について、当審査会が審査請求人に口頭による意見陳述において確認したところ、請求の趣旨は、本件対象校が、平成29年度学校諸費として、本件各連盟の加盟費を生徒から徴収する根拠となる加盟届であるとのことであった。

(2) このため、本件対象文書は、平成29年度に、本件対象校が本件各連盟の加盟費を生徒から徴収するにあたり、その根拠となる加盟手続に関する行政文書と解するのが自然である。

当審査会は、この解釈に基づき、本件処分が妥当であるか否かを以下検討する。

4 本件対象文書の有無について

(1) 上記第 3 2 (1) 及び (4) のとおり、本件各連盟は在学生ごとに加盟するのではなく、高等学校として加盟することとなっている。なお、実施機関によれば、本件対象校は、県高体連には本件対象校が発足した昭和23年に、県高文連には県高文連が発足した昭和60年にそれぞれ加盟したとのことである。

(2) 県高体連の規程を見分しても、加盟手続に関して明文化されていない。

しかし、上記第 3 2 (2) のとおり、実施機関が県高体連に確認したところ、加盟するには学校からの加盟届の提出及び評議員会の承認が必要であるとのことである。

(3) また、県高文連については、上記第 3 2 (5) のとおり、高文連内規第 2 条で、毎年度の納入及び納入明細書の送付により加盟が成立するとされているが、実施機関が県高文連に確認したところ、当該規定は加盟の継続について定めるものであり、加盟するには学校からの申請書の提出及び評議員会の承認を要するとのことである。

(4) 上記 (2) 及び (3) のとおり、本件対象校が本件各連盟に加盟するにはそれぞれ加盟届又は申請書（以下「加盟届等」という。）の提出等が必要であるが、加盟初年度に一度提出すれば足りるものであり、毎年度提出することは必要とされていない。このため、平成29年度に本件対象校が本件各連盟に加盟届等を提出したとは認められず、これを覆すに足りる事実も認められない。

(5) 実施機関が、本件各連盟に提出した加盟届等の原本を保管していないことは、社会通念上明白である。さらに、本件対象校が各連盟へ加盟手続を行った際の決裁文書は、上記第 3 2 (3) 及び(6) のとおり、その保存期間が 5年と定められていることから、公開請求時点において、当該決裁文書を保有してしないとす実施機関の説明に不合理な点はなく、このほかに本件対象文書に該当する行政文書の存在をうかがわせる事実も認められない。

(6) したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

5 審査請求人及び実施機関は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年10月17日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
11月28日	弁明書の受理
12月 8日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

平成30年 1月 4日	反論意見書の受理
令和 2年 2月26日 (第 9回第 3小委員会)	調査審議
同日 (第 9回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
3月16日 (第10回第 3小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人